

第 2 1 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和 4 年 3 月 1 1 日午前 9 時 3 0 分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎 5 階農業委員会室に招集した。

出席委員（15名）

1 番 江 橋 健 男	2 番 高 橋 基	5 番 今 関 征 一
6 番 深 谷 泉	7 番 飛 田 信 広	9 番 雨 谷 克 己
1 3 番 市 村 正 司	1 5 番 笹 沼 恭 一	1 7 番 皆 川 晃
1 8 番 伊 藤 明 美	1 9 番 軍 地 美 代	2 0 番 高 安 幸 一
2 1 番 加 倉 井 幸 夫	2 2 番 大 圖 金 雄	2 4 番 外 岡 健 寿

欠席委員（9名）

3 番 渡 邊 隆 文	4 番 立 原 清 子	8 番 一 木 克 昭
1 0 番 安 藏 久 男	1 1 番 皆 川 重 文	1 2 番 浅 井 紘 一
1 4 番 吉 澤 勇	1 6 番 関 成一	2 3 番 小 島 雄 一

事務局

事 務 局 長	横 山 英 雄	次 長	吉 川 正 浩
次 長 補 佐 兼 調 査 広 報 係 長	小 野 克 也	農 地 係 長	谷 津 知 一
農 地 係	江 幡 清 美	農 地 係	関 拓 也
農 地 係	塚 田 一 平		

内 容

1. 議事

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可について
- 議案第 4 号 土地現況証明願いに対する承認について
- 議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
- 議案第 6 号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取について
- 議案第 7 号 農地の賃借料情報の提供に対する承認について

2. 報告

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第4号 農地法第18条第6項の通知について

報告第5号 制限除外の農地の移動届について

報告第6号 転用事実証明の発行について

報告第7号 相続未登記農地に係る利用権設定について

会 議 の 概 要

事務局 皆様、おはようございます。

本日参加予定の委員の皆様、全員おそろいでございますので、会長、開会をお願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。

3月11日、ちょうど11年前の本日、くしくも東日本大震災ということで、1万5,900人の方が亡くなられて、2,523人がまだ行方不明、茨城県内でも24人の方が亡くなられて、1人の方がまだ見つかっておりません。

東日本大震災から11年経ち、その間に復興はまだ完璧ではないんですけれども、国家予算25兆円、約4分の1を使って復旧に当たってきましたが、かなり日本経済も疲弊をしたことであります。そういう状況の中で、2年半前から新型コロナウイルスの発生、拡大がさらに追い打ちをかけているような状況になっております。

そして、また、本日の新聞によりますと、ロシアは北方領土を特区にするということで、一般企業もの参入を促すこととして、20年間は固定資産税などの税金を払わなくていいというような優遇制度を設けるとのことです。

ますます世界の経済が混沌とする中で、今ロシアはウクライナに対し、核兵器の使用もおわせております。私個人的には、ロシアの行動に対して反対だと考える中、水戸市議会も既にこの戦争は絶対反対であるというような意思表示をしております。

そういう中で油類、いろんな農産物、特に小麦粉などが入ってこなくなりますので、我々の経済や生活においても大変な時代が続くのではないかと思います。

そういう中での本日の総会でありますけれども、皆さん忙しいさなかでありますので、スピーディーな審議をよろしくお願いいたします。本日はありがとうございます。

議 長 それでは、第21回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は15名が出席しております。欠席は9名であります。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 ただいま議長一任との声でしたが、議長が指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。
17番の皆川晃委員，そして20番の高安幸一委員，よろしくお願いします。

次に，審議総括表について事務局から説明をさせます。

事務局 第21回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が18件，農地法第4条の審議案件が4件，農地法第5条の審議案件が13件，土地現況証明が3件でございます。報告事項といたしまして，農地法第3条の3の届出が9件，農地法第4条の届出が6件，農地法第5条の届出が13件，農地法第18条第6項の通知が3件，制限除外の農地の移動届出が1件でございます。

審議案件，報告事項合わせまして70件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議 長 議案に入ります前に，私の担当地区については関係委員として意見ができませんので，調査の上，代理発言を17番の皆川晃委員にお願いいたします。

それでは，議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 19番，軍地です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われまますので，皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがいたしましょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 19番、軍地です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 19番、軍地です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

す。

続いて、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 19番、軍地です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議よろしくお願。いた。します。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いた。し。ます。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(晃)委員 17番、皆川です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議お願。いた。し。ます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

続いて、第6項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 5番、今関です。

この件に関しまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20番、高安です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番、大圖です。16番、関委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様、ご審議よろしく
お願いをいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項及び第10項は関連がありますので、まとめて事務局から説明をさせま
す。

事務局 第9項と第10項は関連がありますので、併せてご説明いたします。

第9項、第10項ともに契約内容は交換であります。それぞれの受人は自作地に隣接
し、耕作に便利のため申請地を交換し耕作したい旨の申請であります。農地法第3条
第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様、ご審議よろしくお願

いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 2番、高橋です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 7番、飛田です。3番、渡邊委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 6番、深谷です。12番、浅井委員の代理発言になります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第14項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24番，外岡です。

この件につきまして調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第15項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第15項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24番，外岡です。

この件につきましても，調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第16項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第16項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24番, 外岡です。

この件につきましても, 調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われます。
ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第17項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第17項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24番, 外岡です。

この件につきましても, 調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われます。
ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第18項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第18項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24番, 外岡です。

第18項につきましても, 調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われます。
ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。
第1項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが, 内容は議案書のとおり是正するため, 始末書を添えて
の申請でございます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 5番, 今関です。

この件に関して, 調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われるので, 皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第2項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが, 内容は議案書のとおり是正するため, 始末書を添えて
の申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。11番，皆川重文委員の代理発言となります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。15番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 6番、深谷です。12番、浅井委員の代理発言になります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

まず第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、水道、下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に病院と小・中学校があることから、農地区分は第3種農地と思料されます。

なお、議案発送時には、市の建築指導課に開発許可の申請がなされていませんでしたが、建築指導課に確認したところ、開発許可の申請が提出され、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(晃)委員 17番、皆川です。11番、皆川重文委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしますが、第1項については、3,000平方メートル以上なので県農業会議に諮問いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(晃)委員 17番、皆川です。11番、皆川重文委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが，内容は議案書のとおり是正するため，始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20番，高安です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，広がりのある農地であることから，農地区分は第1種農地と思料されますが，農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20番、高安です。8番、一木委員の代理発言になります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われるということで、皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、土地改良区域内の農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

また、農振農用地区域内であるため、除外手続をし、現在除外見込み書が出ておりますが、正式な除外通知が出てからの許可となることを申し添えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 21番、加倉井です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番、大圖です。16番、関委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、議案発送時には、市の建築指導課に開発許可の申請がなされておりましたが、建築指導課に確認したところ、開発許可の申請が提出され、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番、大圖です。この案件も16番、関委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をお願い

いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番、雨谷です。

この件に関しまして、調査検討の結果、法令に照らし太陽光発電設備の設置に関しては問題はないと思いますが、申請地がかなり急斜面になっているので、盛土部分の崩壊等がないよう十分に安全を確保するように条件を付して許可相当と思いますが、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、雨谷委員から、現状がかなりくぼ地になっている上に、かなりの土量を盛るといふことの心配だと思っております。私も現地を見ております。確かにおっしゃるとおりだと思いますので、転用事業者に対して設計書というんですかね、それに沿って間違いのないように厳重な施工や管理の条件を付しての決定が、私もよろしいかと思っております。

今回の申請のような、かなりの土盛を伴う形の太陽光発電設備での転用申請は、水戸市農業委員会が受けるのは初めてなんですよね。だから、やっぱり慎重にその監督を農業委員会でやらなければいけないかと思っておりますので、そういったことで許可してよろしいでしょうか。

(挙手する者あり)

議 長 市村委員、どうぞ。

市村委員 13番, 市村です。最近, 太陽光発電が大分普及しております。そういった中で, 国としましては, 太陽光発電設備を設置する場合には, 民家から70メートル離すこと, それから, 傾斜がある場合には太陽光発電パネルからの反射があるから, 反射を遮断するような装置を設置したほうがいいのではないですかという方針もありますけれども, その辺は, 立地条件に応じてやはり業者に対してよく説明したほうがいいと思いますね。

議 長 それについて事務局で, 今, 市村委員が指摘されたことについて説明をお願いします。

事務局 ただいま市村委員からの質問なのですが, 太陽光発電設備に対しての設置条件において, 反射を遮断するような装置とかということになりますと, 農地法というよりも環境の面になりますので, 市で条例とかそういったもの, 今は茨城県のガイドラインというものがあまして, 市もそのガイドラインに則ってやっているような形でございます。

県内の市町村でも太陽光発電設備を設置する上で守るべき事の内容の条例をつくっているところは今あるみたいなのですが, 内容的にはガイドラインと同じような内容が多いというようなこともあります。

反射を遮断するような装置につきましては, 住宅地が近くにある場合にはやはり必要かなということなのですが, 今回の申請地に関しては周りに住宅地がないようなところでもございます。

それとはまた別に, 地域住民に理解を求めるといのは重要なことになってきますので, 農地法というよりも, 市で他市町村のような条例をつくっていただくとか, そういったことを農業委員会から今後申入れをするとか, 要望を出していくというような活動を取っていければとは考えております。

以上です。

議 長 他にございませんか。

議 長 それでは, 異議なしということでありますので, 異議なしと認め, 条件を付し許可と決定いたします。

次に, 第10項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし先程の第9項と隣接しておりますので、第9項と同じように同様の条件を付して許可相当と思われますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長 関係委員から、第9項同様条件を付して許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、条件を付して許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 2番、高橋です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と料料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 6番、深谷です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、皆さんのご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

大圖委員 22番、大圖です。このグランピングというのは、どういうものなんですか。

深谷委員 私も事務局に確認したんですけれども、事務局から聞いたほうが分かりやすいと思います。

事務局 ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

今メディアで、コロナ禍のため密集を避けてアウトドアがブームだと聞いているかと思うんですけれども、グランピングとは、常設のテントを設置しまして、快適な設備や空間で自然などを満喫できるようなレジャー施設と認識しております。手ぶらでキャンプができるような施設と認識していただければと思います。

以上です。

議 長 これはコロナ禍で、かなりの活動が制約される中で、キャンプというのはテント持参で行かないといけないですが、このグランピング場というのは、常設のテン

トがあつて、場所によってはサウナが設置されている所もあるそうです。それは農地であつたり、山林であつたり、様々な場所で計画・展開がされています。近くでは阿字ヶ浦とか、それから大洗などですかね。もう大洗では計画されていて、もう全国的に広がっています。それをグランピング場といいまして、キャンプ場からちょっと発展した形であります。だから、問題ないと思いますね。

異議なしでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、異議なしということですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

続いて、第13項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24番、外岡です。

第13項につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第4号 土地現況証明願いに対する承認についてを上程します。

事務局から説明をさせます。

事務局 それでは、別紙1をご覧ください。

議案第4号 土地現況証明願いに対する承認についてでございます。

第1項は、鯉淵町及び下野町の畑、面積が1,054平方メートルの土地について、土地現況証明願いがあり、農業委員3名で現地調査をした結果、転用目的のとおりでありましたので、証明を可としたものであります。

第2項及び第3項につきましても、同じく転用目的のとおりでありましたので、証明を可としております。

説明は以上でございます。

議長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程します。

この中に3名の委員に関係する案件があります。

まず初めに、雨谷委員に関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(雨谷克己委員退席)

議長 それでは、事業担当課から先行して説明をさせます。

事業担当課 農政課、倉田よりご説明させていただきます。

お手元の資料、別紙2をご覧ください。

それでは、議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

雨谷委員に係る利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、利用集積計画一覧の11ページ、88番の1筆になります。こちらは畑で設定面積は2,492平方メートルで再設定、設定期間は10年間、設定者1名、取得者1名でございます。また、転貸先情報につきましては49ページに記載がございますので、各自でご確認ください。利用権設定日は令和4年3月18日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、雨谷委員に着席を求めます。

(雨谷克己委員着席)

議 長 続いて、高安委員に関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(高安幸一委員退席)

議 長 事業担当課から先行して説明をさせます。

事業担当課 高安委員に係る利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、利用集積計画一覧の19ページ、147番、148番の計2筆でございます。こちらは2筆とも新規の田、設定面積は4,353平方メートルで、設定期間は10年間、設定者1名、取得者1名でございます。また、転貸先情報につきましては50ページに記載がございますので、各自でご確認ください。利用権設定日は令和4年3月18日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、高安委員に着席を求めます。

(高安幸一委員着席)

議 長 続いて、外岡委員に関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(外岡健寿委員退席)

議 長 それでは、事業担当課から先行して説明をさせます。

事業担当課 外岡委員に係る利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、利用集積計画一覧の42ページ、330番、331番、332番、43ページ、338番、339番の計5筆でございます。こちらは全て田で設定面積は9,946平方メートルで全て再設定になり、設定期間は10年間、設定者3名、取得者1名でございます。利用権設定日は令和4年3月18日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、外岡委員に着席を求めます。

(外岡健寿委員着席)

議 長 それでは、事業担当課から続けて説明をさせます。

事業担当課 先ほどご承認いただきました利用権設定面積を除いた部分につきましてご説明いたします。

それでは、令和4年農用地利用集積計画書の集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目から4段目、それぞれの期間ごとの設定につきましては、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田が42万5,788平方メートル、うち再設定が31万1,873平方メートル、畑が14万5,330平方メートル、うち再設定が7万2,528平方メートル、設定者165名、取得者92名、うち再設定の設定者118名、取得者80名でございます。利用権設定日は令和4年3月18日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満た

していると考えます。

また、補足といたしまして、10ページから13ページにわたります利用権設定者につきましては、集積計画書ご提出後にお亡くなりになり、現在相続協議中と伺っておりますが、相続人の過半からの同意を得ているため、取り消すことなく集積計画書に掲載させていただいております。

議案第5号につきましては、説明は以上でございます。

議 長 ただいま事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

はい、どうぞ。

深谷委員 6番、深谷です。ちょっとお聞きしたいんですけども、50ページの292番、株式会社アドバンフォースについて、ちょっと存じ上げないので、分かる範囲で説明してもらえるとありがたいんですけども。

事業担当課 ご説明させていただきます。

こちらの農地につきまして、栗を栽培するとお伺いしております。

このアドバンフォースさんなんですが、ひたちなか市に本社がございまして、水戸市以外のところで農業をされており、水戸市にも規模拡大ということで意向は聞いております。

説明につきましては以上でございます。

議 長 よろしいですか。

深谷委員 はい。

議 長 それでは、承認することではご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、次に、議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてを上程します。

事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 お手元の資料，別紙3をご覧ください。

それでは，議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和4年農用地利用配分計画書（案）の集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目から3段目，それぞれの期間ごとの設定につきましては，各自でご確認ください。

今回の設定合計につきましては，再設定で田が1,790平方メートル，設定者1名，取得者1名でございます。

なお，設定者は農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

賃借権等の設定日は，令和4年5月1日に予定されております。

また，農用地利用配分計画の一覧につきましては，次のページから記載しておりますので，各自でご確認ください。

以上につきまして，農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

議案第6号につきましては，説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが，ご意見，ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 それでは，意見なしと回答することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，意見なしで回答することに決定いたします。

ここで，担当課は退席します。

議案第7号 農地の賃借料情報の提供に対する承認についてを上程します。

事務局から説明をさせます。

事務局 農地の賃借料情報の提供に対する承認についてでございますが，資料は別紙4をご覧ください。

まず初めに，資料の訂正がございます。

2つある表の下側の表です。畑の部の1段目の区分にありますデータの数の合計数が，「136」となっておりますが，正しくは「139」の誤りです。訂正をよろしく願います。

それでは，説明させていただきます。

農地の賃借料情報につきましては、地域における賃借料の目安となるよう、農業委員会が農地法第52条の規定により情報の提供等を行うこととなっております。

このようなことから、令和3年1月から令和3年12月までに農地法及び利用権により締結された農地の賃貸借の状況を表のとおり取りまとめましたので、ご説明いたします。

地域名は、旧水戸、旧常澄、旧内原の3つの地域に分類し、金額の表示項目も昨年と同様で、平均額、最高額、最低額でございます。金額につきましては、表のとおりとなっております。単位は10アール当たりの年額でございます。また、賃借料の集計されない、いわゆる使用貸借、無償のデータ件数につきましては備考欄に記載のとおりとなっております。

なお、参考といたしまして、下段に農地法第52条を抜粋で掲載しております。

総会でご承認いただいた後、農業委員会だよりや市のホームページ等で周知してまいります。

説明は以上でございます。

議 長 事務局から説明がありましたけれども、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、報告事項について、事務局から説明をさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出ともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号、第5号、第6号につきましても、資料のとおりでございます。

事務局 続きまして、報告第7号でございます。

別紙6をご覧ください。

相続未登記農地に係る利用権設定についてでございます。

相続未登記となっている農地に利用権設定を行うため、水戸市長から不確知共有者の探索について要請がありましたので、その内容を報告いたします。

1番、制度の概要でございます。

平成30年の農業経営基盤強化促進法などの改正によりまして、相続未登記農地であっても利用権設定が可能になっております。

法改正前は、登記名義人の方が亡くなっている場合、共有者の過半の同意が必要だったんですが、法改正後は、1人でも分かっていたら利用権設定が可能になっております。前は利用権設定の期間、5年間で上限だったんですが、今は20年間まで期間が長期化されております。

また、今までは、共有者の相続人一人一人を調べる必要があったんですが、現在は登記名義人、亡くなっている場合は配偶者・子、調べる範囲が限定的になっているということでございます。

利用権設定の要件は3点ございまして、1つ目は、市長からの要請があること。それに基づいて農業委員会が所有者に関する情報の探索を行います。2つ目は、その探索の結果、判明した共有者、生存している方に同意の取得を行いまして、最終的には、所有者不明農地について利用権設定を計画している、その旨の公示を行っていくということになっております。

2番、利用権設定を行う土地は、田谷町の畑で3筆になっております。登記名義人がお二人でございます。

3番、所有者に関する情報の探索でございますが、探索の対象がまず土地の登記名義人で、亡くなっている場合はその配偶者及び子で、ここまですべて探索してまいります。

探索方法ですが、まずは土地の登記簿取得。そして登記名義人、相続人で戸籍を取得し、あるいは、利用権設定を行おうという子孫の方がいらっしゃいますので、そういった方に聞き取りを行うという方法でございます。

資料、2ページをご覧ください。

現在の探索の状況でございます。

1人目の方につきましては、本人、配偶者が亡くなり、子については3名、その他、今の占有者の姉の方が生存しているということが分かってきましたので、この方に対して同意取得を図ってまいるということでございます。

2人目の方につきましては、探索の範囲の方は全て亡くなっておりますので、探索終了でございます。

4番、スケジュールでございます。

これまで市長からの要請を受けまして、探索を行っております。

今後なんですが、生存することが分かっている方に対して文書を送っております。

この土地について利用権設定をすることについて異議があるかどうかということで、回答期限3月25日に設定していきまして、この期間までに回答がなければ、同意したものとみなすという制度になっております。

今後、3月下旬、今月中に所有者不明農地に係る公示、これは6か月間という法令での規定で、長期間にわたる公示のほうを行ってまいりまして、10月上旬、公示終了後、市及び農地中間管理機構に対して、公示を終えました、特に反対する方がいませんでしたという内容の通知を行いまして、10月以降、市において利用権設定を行っていくと、こういう流れになっております。

3ページ以降につきましては、相続状況図をつけております。こちらは探索の状況について、亡くなっている方、探索している方が生存して、同意取得を図ってまいる方もいます。

5ページにつきましては、市からの要請文書の写しをつけております。

最終的には総会審議案件になること、また、水戸市で初めての案件だったので、今回報告するものでございます。

説明は以上でございます。

高橋委員 2番、高橋です。1点、確認させてもらってよろしいですか。

議 長 はい。

高橋委員 今回の報告第7号についてですが、水戸市で動いている中で、相続人の同意が得られれば利用権で進めるという話なんですけど、そもそもこの質問をする意図は、自分たちの跡取りにも相続放棄というような形がこの後心配されるので、聞いておきたかったからです。1人目の方のところで同意取得とありますが、これは同意が得られなかった場合どうなるのかということをお教えしてもらいたいんですけど。

事務局 先ほどの説明は、同意が得られたという前提で説明をさせていただいたんですが、もし1人でも反対者がいた場合、今度は茨城県における裁定制度というものがありまして、反対者がいても利用権設定を進めることも可能になっておりますので、反対者がいた場合は県と協議をして進めてまいります。

議 長 ということです。

高橋委員 水戸市内ばかりの話ではないんですけども、自分たちの跡取りが農地の相続を拒否すると言った場合に、この流れの中でどうなるのかなというのが関心があっ

たものですから、質問させていただきました。
貴重な時間をありがとうございました。

議 長 ほかに質問はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 以上をもちまして、第21回総会を閉会いたします。
ご審議をいただきまして、ありがとうございました。

閉会 午前10時20分